

04 総務省(特区第14次 再々検討要請).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的な内容	具体的な事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府県庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類の見直し	「措置の内容」の見直し	各府県庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	管理団体番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府庁
040130	コミュニティFM放送局による出力上限値の緩和	放送用周波数使用計画(昭和63年郵政省告示第661号)第10条	空中線電力は、原則として20W以下で必要最小限のものとする。	現行法によるコミュニティFM放送局の出力上限値20Wから50Wへの変更を認めて頂きたい。	①現行出力20Wから50Wへの増力の必要性 平成18年市町村合併により新設見込市は204.74km ² から481.10km ² へ2倍以上の増大となった。合併前の重要町界、旧市界の境界を踏襲して合併による住民感情が良好な方向となるべく、又、従来からの旧市界区域の受信不可地域などに対し、出力増大によるカバー率を向上させ行政情報、生活情報、又緊急情報等の放送受信を向上させ安全安心な暮らしづくりを願った。合併により緊急警報、他地域による災害が発生する可能性が高まった。地域の活動推進も必要である。 ②FMラジオ放送局の設置 FMラジオ放送局の設置については、防犯行政無縁のほか、災害対策基本法に基づく指定公共機関又は指定地方公共機関として避難勧告の伝達と災害応急対策の実施について法的責務を負ったFM及びFM局域の一般放送事業者によるFMラジオの中波放送、超短波放送が確保されており、災害・緊急情報等の住民への周知・広報は多種多様な手段が可能である。加えて、災害時の実際のニーズに応じて、臨時災害対策用の臨時放送局を迅速に開設することも可能である。 ③FMラジオ放送局室内でのFMラジオ放送は、屋外アンテナの設置による受信設備の改善により対応することが可能であり、コミュニティ放送局(限らず単独局)においても電波の弱い場所では同様の対応が求められるものである。 また、全国の市区町村で約220局しかコミュニティ放送局は開設されておらず、コミュニティ放送局は全国に増え続けていることから、周波数の有効利用の要請、コミュニティ放送局が開設されていない市区町村における新規開設の確保等の観点からコミュニティ放送の空中線電力の上限を緩和することは不適当である。なお、当該放送局の免許申請書の世帯カバー率は85%を超えている。 したがって、提案のようにコミュニティ放送についての空中線電力の制限を緩和することは、コミュニティ放送の制度目的を達成し、一般の放送局と異なる規律を適用する根拠を失わせることとなることのみならず、超短波放送用周波数が逼迫している中、周波数の効率的利用の要請にも反することとなることから、特区という限られた地域であっても不適当である。	C	-	各府県庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	C	-	各府県庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	管理団体番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府庁
040140	コミュニティFM放送局の出力上限値の緩和	放送用周波数使用計画(昭和63年郵政省告示第661号)第10条	空中線電力は、原則として20W以下で必要最小限のものとする。	現行法では、コミュニティFMの空中線電力は、原則として20W以下で必要最小限のものとなっているが、特区においてはコミュニティFMの出力を(現行20W)を50W程度まで認める。	①現行出力20Wから50Wへの増力の必要性 平成18年市町村合併により新設見込市は204.74km ² から481.10km ² へ2倍以上の増大となった。合併前の重要町界、旧市界の境界を踏襲して合併による住民感情が良好な方向となるべく、又、従来からの旧市界区域の受信不可地域などに対し、出力増大によるカバー率を向上させ行政情報、生活情報、又緊急情報等の放送受信を向上させ安全安心な暮らしづくりを願った。合併により緊急警報、他地域による災害が発生する可能性が高まった。地域の活動推進も必要である。 ②FMラジオ放送局の設置 FMラジオ放送局の設置については、防犯行政無縁のほか、災害対策基本法に基づく指定公共機関又は指定地方公共機関として避難勧告の伝達と災害応急対策の実施について法的責務を負ったFM及びFM局域の一般放送事業者によるFMラジオの中波放送、超短波放送が確保されており、災害・緊急情報等の住民への周知・広報は多種多様な手段が可能である。加えて、災害時の実際のニーズに応じて、臨時災害対策用の臨時放送局を迅速に開設することも可能である。 ③FMラジオ放送局室内でのFMラジオ放送は、屋外アンテナの設置による受信設備の改善により対応することが可能であり、コミュニティ放送局(限らず単独局)においても電波の弱い場所では同様の対応が求められるものである。 また、全国の市区町村で約220局しかコミュニティ放送局は開設されておらず、コミュニティ放送局は全国に増え続けていることから、周波数の有効利用の要請、コミュニティ放送局が開設されていない市区町村における新規開設の確保等の観点からコミュニティ放送の空中線電力の上限を緩和することは不適当である。なお、当該放送局の免許申請書の世帯カバー率は85%を超えている。 したがって、提案のようにコミュニティ放送についての空中線電力の制限を緩和することは、コミュニティ放送の制度目的を達成し、一般の放送局と異なる規律を適用する根拠を失わせることとなることのみならず、超短波放送用周波数が逼迫している中、周波数の効率的利用の要請にも反することとなることから、特区という限られた地域であっても不適当である。	C	-	各府県庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	C	-	各府県庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	管理団体番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府庁
040150	コミュニティFM放送局の出力上限値の緩和	放送用周波数使用計画(昭和63年郵政省告示第661号)第10条	空中線電力は、原則として20W以下で必要最小限のものとする。	現行法では、コミュニティFMの空中線電力は、原則として20W以下で必要最小限のものとなっているが、特区においてはコミュニティFMの出力を(現行20W)を50W程度まで認める。	①現行出力20Wから50Wへの増力の必要性 平成18年市町村合併により新設見込市は204.74km ² から481.10km ² へ2倍以上の増大となった。合併前の重要町界、旧市界の境界を踏襲して合併による住民感情が良好な方向となるべく、又、従来からの旧市界区域の受信不可地域などに対し、出力増大によるカバー率を向上させ行政情報、生活情報、又緊急情報等の放送受信を向上させ安全安心な暮らしづくりを願った。合併により緊急警報、他地域による災害が発生する可能性が高まった。地域の活動推進も必要である。 ②FMラジオ放送局の設置 FMラジオ放送局の設置については、防犯行政無縁のほか、災害対策基本法に基づく指定公共機関又は指定地方公共機関として避難勧告の伝達と災害応急対策の実施について法的責務を負ったFM及びFM局域の一般放送事業者によるFMラジオの中波放送、超短波放送が確保されており、災害・緊急情報等の住民への周知・広報は多種多様な手段が可能である。加えて、災害時の実際のニーズに応じて、臨時災害対策用の臨時放送局を迅速に開設することも可能である。 ③FMラジオ放送局室内でのFMラジオ放送は、屋外アンテナの設置による受信設備の改善により対応することが可能であり、コミュニティ放送局(限らず単独局)においても電波の弱い場所では同様の対応が求められるものである。 また、全国の市区町村で約220局しかコミュニティ放送局は開設されておらず、コミュニティ放送局は全国に増え続けていることから、周波数の有効利用の要請、コミュニティ放送局が開設されていない市区町村における新規開設の確保等の観点からコミュニティ放送の空中線電力の上限を緩和することは不適当である。なお、当該放送局の免許申請書の世帯カバー率は85%を超えている。 したがって、提案のようにコミュニティ放送についての空中線電力の制限を緩和することは、コミュニティ放送の制度目的を達成し、一般の放送局と異なる規律を適用する根拠を失わせることとなることのみならず、超短波放送用周波数が逼迫している中、周波数の効率的利用の要請にも反することとなることから、特区という限られた地域であっても不適当である。	C	-	各府県庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	C	-	各府県庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	管理団体番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府庁
040160	地域防災に協力をコミュニティFM放送局の出力上限値の緩和	放送用周波数使用計画(昭和63年郵政省告示第661号)第10条	空中線電力は、原則として20W以下で必要最小限のものとする。	現行法では、コミュニティFMの空中線電力は、原則として20W以下で必要最小限のものとなっているが、特区においてはコミュニティFMの出力を(現行20W)を50W程度まで認める。	①現行出力20Wから50Wへの増力の必要性 平成18年市町村合併により新設見込市は204.74km ² から481.10km ² へ2倍以上の増大となった。合併前の重要町界、旧市界の境界を踏襲して合併による住民感情が良好な方向となるべく、又、従来からの旧市界区域の受信不可地域などに対し、出力増大によるカバー率を向上させ行政情報、生活情報、又緊急情報等の放送受信を向上させ安全安心な暮らしづくりを願った。合併により緊急警報、他地域による災害が発生する可能性が高まった。地域の活動推進も必要である。 ②FMラジオ放送局の設置 FMラジオ放送局の設置については、防犯行政無縁のほか、災害対策基本法に基づく指定公共機関又は指定地方公共機関として避難勧告の伝達と災害応急対策の実施について法的責務を負ったFM及びFM局域の一般放送事業者によるFMラジオの中波放送、超短波放送が確保されており、災害・緊急情報等の住民への周知・広報は多種多様な手段が可能である。加えて、災害時の実際のニーズに応じて、臨時災害対策用の臨時放送局を迅速に開設することも可能である。 ③FMラジオ放送局室内でのFMラジオ放送は、屋外アンテナの設置による受信設備の改善により対応することが可能であり、コミュニティ放送局(限らず単独局)においても電波の弱い場所では同様の対応が求められるものである。 また、全国の市区町村で約220局しかコミュニティ放送局は開設されておらず、コミュニティ放送局は全国に増え続けていることから、周波数の有効利用の要請、コミュニティ放送局が開設されていない市区町村における新規開設の確保等の観点からコミュニティ放送の空中線電力の上限を緩和することは不適当である。なお、当該放送局の免許申請書の世帯カバー率は85%を超えている。 したがって、提案のようにコミュニティ放送についての空中線電力の制限を緩和することは、コミュニティ放送の制度目的を達成し、一般の放送局と異なる規律を適用する根拠を失わせることとなることのみならず、超短波放送用周波数が逼迫している中、周波数の効率的利用の要請にも反することとなることから、特区という限られた地域であっても不適当である。	C	-	各府県庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	C	-	各府県庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	管理団体番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府庁
040170	コミュニティFM放送局の出力上限値の緩和	放送用周波数使用計画(昭和63年郵政省告示第661号)第10条	空中線電力は、原則として20W以下で必要最小限のものとする。	現行法では、コミュニティFMの空中線電力は、原則として20W以下で必要最小限のものとなっているが、特区においてはコミュニティFMの出力を(現行20W)を50W程度まで認める。	①現行出力20Wから50Wへの増力の必要性 平成18年市町村合併により新設見込市は204.74km ² から481.10km ² へ2倍以上の増大となった。合併前の重要町界、旧市界の境界を踏襲して合併による住民感情が良好な方向となるべく、又、従来からの旧市界区域の受信不可地域などに対し、出力増大によるカバー率を向上させ行政情報、生活情報、又緊急情報等の放送受信を向上させ安全安心な暮らしづくりを願った。合併により緊急警報、他地域による災害が発生する可能性が高まった。地域の活動推進も必要である。 ②FMラジオ放送局の設置 FMラジオ放送局の設置については、防犯行政無縁のほか、災害対策基本法に基づく指定公共機関又は指定地方公共機関として避難勧告の伝達と災害応急対策の実施について法的責務を負ったFM及びFM局域の一般放送事業者によるFMラジオの中波放送、超短波放送が確保されており、災害・緊急情報等の住民への周知・広報は多種多様な手段が可能である。加えて、災害時の実際のニーズに応じて、臨時災害対策用の臨時放送局を迅速に開設することも可能である。 ③FMラジオ放送局室内でのFMラジオ放送は、屋外アンテナの設置による受信設備の改善により対応することが可能であり、コミュニティ放送局(限らず単独局)においても電波の弱い場所では同様の対応が求められるものである。 また、全国の市区町村で約220局しかコミュニティ放送局は開設されておらず、コミュニティ放送局は全国に増え続けていることから、周波数の有効利用の要請、コミュニティ放送局が開設されていない市区町村における新規開設の確保等の観点からコミュニティ放送の空中線電力の上限を緩和することは不適当である。なお、当該放送局の免許申請書の世帯カバー率は85%を超えている。 したがって、提案のようにコミュニティ放送についての空中線電力の制限を緩和することは、コミュニティ放送の制度目的を達成し、一般の放送局と異なる規律を適用する根拠を失わせることとなることのみならず、超短波放送用周波数が逼迫している中、周波数の効率的利用の要請にも反することとなることから、特区という限られた地域であっても不適当である。	C	-	各府県庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	C	-	各府県庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	管理団体番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府庁
040180	岐阜県立多治見病院ドクターカーによる救急活動における消防無線の使用	電波法(昭和25年法律第131号)第11条 電波法関係審査基準(平成13年1月6日総務省令第74号)第2条第5号(4)第1項	消防法(昭和47年法律第17号)第10条	消防無線の使用	消防無線の使用	D	-	各府県庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	D	-	各府県庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	管理団体番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府庁

